1　処分をした年月日　平成28年４月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　和歌山ミサワホーム株式会社　福島　真徳　和歌山県和歌山市手平１－４－19　国土交通大臣許可（特－23）第19257号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月19日
近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　神明株式会社　神農　明　大阪府大阪市西成区北津守４－３－６　国土交通大臣許可（般－27）第21704号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月19日
近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ナカヒラ　破産管財人　寺井　昭仁　大阪府河内長野市汐の宮町20―36　国土交通大臣許可（般―25）第22952号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月19日
近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックホームエンジニアリング株式会社　大岡　圭裕　大阪府大阪市中央区城見２－１－61　国土交通大臣許可（般特－23）第15595号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、機械器具設置工事業、建具工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月19日
近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　シー・ティ・マシン株式会社　冨江賀津巳　大阪府大阪市北区天神橋１―12―８　国土交通大臣許可（般―25）第16462号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月19日
近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エフビットコミュニケーションズ株式会社　吉本　幸男　京都府京都市南区東九条室町23　国土交通大臣許可（般特―24）第19690号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月19日
近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　因幡電機産業株式会社　守谷　承弘　大阪府大阪市西区立売堀４－11―14　国土交通大臣許可（般特―26）第14642号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年７月19日
近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　片山ストラテック株式会社　石原　靖弘　大阪府大阪市大正区南恩加島６－２―21　国土交通大臣許可（特―26）第3266号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。